『かたり調査』にご注意ください

◎統計調査を装った「かたり調査」にご注意を！

最近、世帯を対象とした統計調査において、「かたり調査」が発生しているとの報告が多く寄せられるようになりました。「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりかねないので、ご注意ください。

◎「かたり調査」の判断のポイント

●統計調査員は必ず調査員証を携帯しています。
●金銭の要求、銀行口座・クレジットカード番号等の確認をすることは絶対にありません。
●電話や電子メールで個人や世帯の情報を調査することは絶対にありません。

※下記の場合、調査員・雲仙市役所等からお電話させていただく場合がございます。

・調査票をご提出いただいた後、記入内容に不明な点あるため、確認する場合。
・訪問等により調査のお願いをした後、調査期限までに調査票の提出が確認できないため、提出を再度お願いする場合。

◎不審な訪問者などがありましたらお知らせください

国勢調査等をよそおった不審な訪問・電話・電子メールがありましたら、すみやかに下記連絡先までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

お問い合わせ先：雲仙市役所　政策企画課

●平日 8：30～17：15：　0957-38-3281 （国勢調査係）
●上記以外の時間帯：　0957-38-3111 （雲仙市役所代表）

≪「かたり調査」の主な例≫

○「国勢調査を行っている」との電話が一般の世帯に対してあり、取引先の銀行や1,000万円以上の預金があるかどうかを聞かれた。→　国勢調査には預金、収入等に関する調査事項はありません
○「総務省統計局の○○」と名乗る男性から一般の世帯に対して電話があり、「消費統計に関する調査を行っている」と説明した上で、ひとり暮らしかどうか（家族構成）、年齢、介護保険に関する状況などについて聞かれた。家族構成や介護保険について答えたところで、男性から一方的に電話を切られた。
○統計調査員になりすました者が調査対象世帯を訪問し、調査関係書類を要求。いつも訪問する調査員と異なる旨を尋ねると、代理で回収していると答えたため、提出してしまった（その後、正規の統計調査員が当該世帯を訪問し、「かたり調査」であることが発覚）。